

資料編

1

計画策定組織

(1) 飯豊町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目 的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく飯豊町における総合的な地域福祉の推進を図るための飯豊町地域福祉計画を策定するため、飯豊町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 地域福祉計画の策定に関すること。

(2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(委員等)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 町民

(2) 社会福祉に関する団体の代表者

(3) その他町長が必要と認める者

3 委員以外に専門的知識のある者をアドバイザーとして委嘱することができる。

4 アドバイザーは、委員会の目的達成のため委員会に対し、必要な助言・指導を行なう。

(委員の任期)

第4条 委員及びアドバイザーの任期は、委嘱の日から計画策定完了までとする。

ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、関係者または外部の学識経験者等の出席を求め意見を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会に、計画の策定に必要な調査研究、資料収集、調整及び検討をするため、作業部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、飯豊町健康福祉課福祉室内に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(招集特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に招集される会議は、町長が招集する。

(2)飯豊町地域福祉活動計画策定委員会設置要領

(目 的)

第1条 飯豊町における総合的な地域福祉の推進を図るために、社会福祉法第107条の規定に基づく飯豊町地域福祉計画の理念や仕組みを実現、実行するための飯豊町地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）が、飯豊町と一体となって地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 地域福祉活動計画の策定に関すること。

(2) その他活動計画の策定に必要な事項に関すること。

(委員等)

第3条 委員会の委員は、飯豊町地域福祉計画策定のため飯豊町長が委嘱した者を充て、町社協会長が委嘱する。

2 委員以外に専門的知識のある者をアドバイザーとして委嘱することができる。

3 アドバイザーは、委員会の目的達成のため委員会に対し、必要な助言・指導を行なう。

(委員の任期)

第4条 委員及びアドバイザーの任期は、委嘱の日から計画策定完了までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員会の委員長及び副委員長は、飯豊町地域福祉計画策定委員会と同様とする。

(会 議)

第6条 会議の招集及び成立要件は、飯豊町地域福祉計画策定委員会と同様とする。

(作業部会)

第7条 委員会に、活動計画の策定に必要な調査研究、資料収集、調整及び検討をするため、作業部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、町社協総合福祉管理室内に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年7月1日から施行する。

(招集特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に招集される会議は、会長が招集する。

(3) 委員・アドバイザー名簿

＜委 員＞

	選出区分	所 属	氏 名	住 所（送付先）
1	第 1 号 町 民	飯 豊 町 部 落 長 等 会 会 長	嘉 藤 正 憲	萩 生 1500-5
2		飯 豊 町 振 興 審 議 委 員 特定非営利法人クローバーの会@やまがた理事長	樋 口 愛 子	萩 生 901
3	第 2 号 社会福祉に関する団体の代表者	飯 豊 町 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会 会 長	伊 藤 佐 市	椿 246
4		社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会会長	高 橋 弘 之	椿 3642 （法人事務所）
5		社会福祉法人すぎな会理事長	舟 山 直 志	椿 3644-2 （事業所内）
6		社会福祉法人いいで福祉施設長	手 塚 眞 弓	添 川 3514-82 （法人事務所）
7		社会福祉法人いいでめざみの里福祉施設長	手 塚 久 美 子	萩 生 3608-1 （法人事務所）
8		特定非営利活動法人ほっと理事長	高 橋 エ ミ	椿 2980 （事業所内）
9	第 3 号	飯 豊 町 教 育 総 務 課 長	後 藤 美 和 子	椿 3622
10	その他町長が	飯 豊 町 住 民 課 長	後 藤 智 美	椿 2888 （役場庁舎）
11	必要と認める者	飯 豊 町 地 域 整 備 課 長	渡 辺 裕 和	椿 2888 （役場庁舎）

＜アドバイザー＞

所 属	氏 名	住 所（送付先）
社会福祉法人山形県社会福祉協議会 事務局次長兼地域福祉部長	奥 山 伸 広	山形市小白川町 2 丁目 3-31 [山形県総合社会福祉センター]
柴田邦昭社会福祉士事務所代表 一般社団法人山形県社会福祉士会事務局長	柴 田 邦 昭	山形市江南 2-3-17 [柴田邦昭社会福祉士事務所]

＜事 務 局＞ ※作業部会担当

■ 飯豊町健康福祉課（地域福祉計画関係）

課 長	伊 藤 満 世 子
福祉室長	宮 川 千 鶴 子 ※
子ども家庭健康室長	木 村 忍 ※

■ 社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会（地域福祉活動計画関係）

事務局長	伊 藤 勝 昭
事務局次長	飯 澤 成 三 ※
総合福祉管理室長	國 分 恵 美 ※
総合福祉管理室主事	小 山 帆 夏 ※

2

計画の策定経過

時期・期日		地域福祉計画（行政計画）	地域福祉活動計画（社協計画）
令和6年 7月 1日		設置要綱制定	設置要領制定
令和6年 7月29日 月曜：13時15分～		第1回委員会（飯豊町健康福祉センター） ・柴田邦昭社会福祉士事務所 代表 柴田邦昭アドバイザーによる講話 「地域福祉に関する国の動向と地域福祉計画・地域福祉活動計画の役割」 ・地域福祉計画、地域福祉活動計画策定イメージの確認 ・策定スケジュールの確認 ・飯豊町の地域福祉を取り巻く現状と課題等に関する意見交換	
作業部会	8月～9月	第2次計画の評価、第3次計画の構想案を共有・作成	
		【調査研究①】地域福祉計画策定のためのワークショップの開催 令和6年9月18日（水） 飯豊町町民総合センター「あ～す」 ◆参加者25名 ≪課題上位6つ≫ ・移動の課題 ・引きこもりと孤独の問題 ・子供の遊び場や子育ての親 ・空き家の問題 ・除雪問題 ・少子化の問題	
令和6年10月2日 木曜：13時30分～		第2回委員会（飯豊町健康福祉センター） ・第2次計画（現計画）の振り返り・評価の報告 ・基本理念の確認「共につながり生きていく 孤独をつくらない地域づくり」 ・重点項目の整理 ・骨子案作成に向けての意見交換	
作業部会	10月～11月	課内・庁舎内における調整事項	内部（社協関係者）における整理項目
		①モデル計画（他自治体）の情報収集 ②関連行政計画との整合性チェック ③既存の実態調査結果の分析 ④市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項への対応チェック	①既存の支え合いの取組みの持続可能性 ②今後求められる社会資源の開発 ③既存の福祉活動の見直し ④新たな事業の展開、財源手当の検討
		骨子案の作成	
		【調査研究②】「地域における公益的な取り組みに関する意見交換」 令和6年11月11日（月） 飯豊町社会福祉協議会 （いいで福祉会・いいでめぎみの里福祉会・社会福祉協議会・すぎな会） テーマ(1) 社会福祉法人の役割、できることは	
令和6年12月下旬～ 令和7年1月23日		・骨子案に対する意見徴収（郵送及びメールにて）	
作業部会	1月上旬～ 2月上旬	地域福祉計画案作成 （まとめ・仕上げ）	地域福祉活動計画案作成 （まとめ・仕上げ）
令和7年2月10日		第3回委員会（中部地区公民館） ・地域福祉計画案・地域福祉活動計画案の決定（委員承認）	
令和7年3月4日 ～3月11日（予定）		※パブリックコメントの募集・意見収集 （パブリック・コメント結果を公表）	
令和7年3月中		議会への報告	理事会での承認
		（計画書の印刷製本）	
公表		（関係機関等へ計画書送付）	

3

調査研究活動の概要

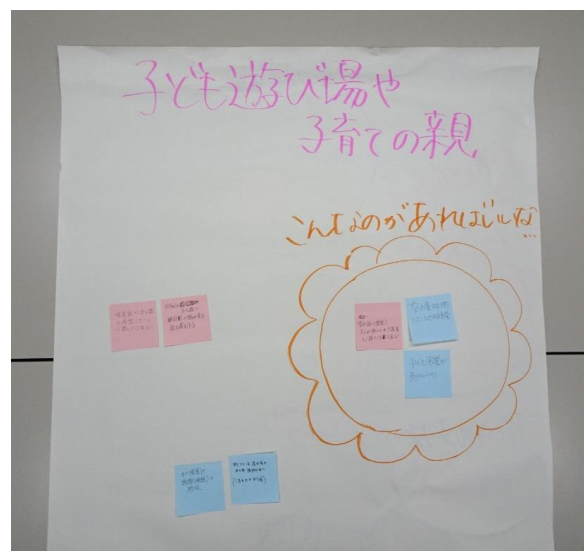
(1) ワークショップの開催

場所	日時	参加者数
町民総合センター 「あ～す」	令和 6 年 9 月 18 日 (水) 9 時 45 分～12 時 00 分	住民・福祉関係者 24 名 (委員 4 名含) アドバイザー 2 名 健康福祉課・社協職員 8 名

◆第 1 グループ

テーマ「子どもの遊び場や子育ての親」

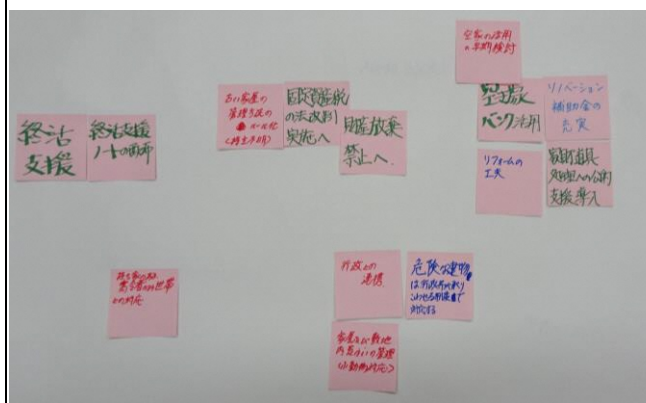
- ・長井市の「くるんと」のような施設があるといい。
- ・使っていない幼稚園の開放。
- ・親の悩みを共有する場の開設。
- ・空き家を活用した地域食堂の開設
(交流の場・駄菓子屋など)。等



◆第 2 グループ

テーマ「空き家の問題」

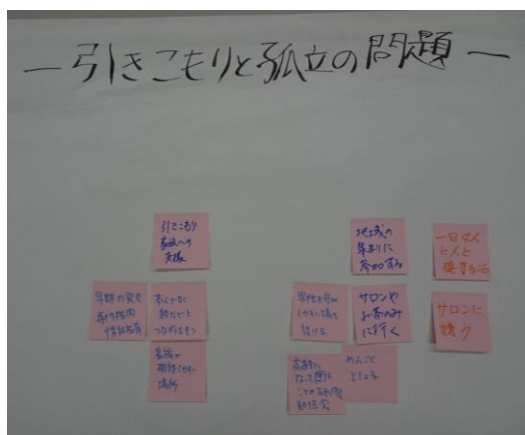
- ・家財道具処理に対する公的支援の導入。・空き家バンクの活用。
- ・倒壊の危険のある空き家は行政側で解体できる体制の整備。
- ・利活用困難空き家の荒廃管理（鳥獣対策）。
- ・I ターン、U ターン者優先の住宅。・地域の居場所としての活用。
- ・固定資産税の法改正・財産放棄禁止。・財産放棄家屋の管理方法のルール化。
- ・終活の推奨（終活支援ノートの配布）。等



◆第3グループ

テーマ「引きこもりと孤独の問題」

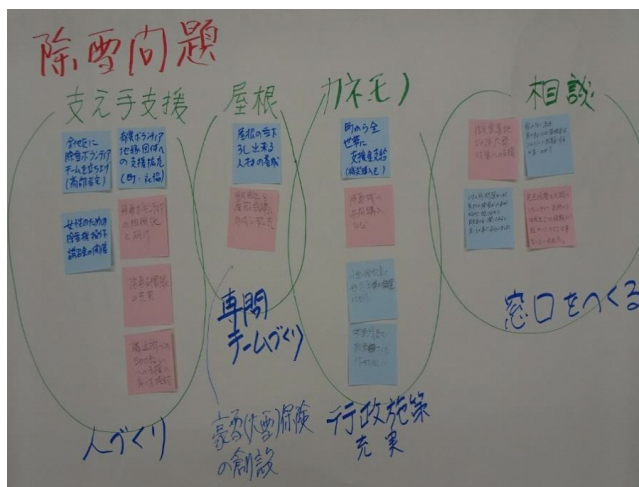
- ・引きこもりや孤独はなぜ起きるのかの学習や高齢になって困ることなど終活の学習。
- ・地域の方々に引きこもりと孤独の問題を知っていただく。
- ・家族への相談支援体制の整備。
- ・早期発見と専門機関との連携。
- ・サロンの開設。・男性も参加しやすい場の工夫。
- ・一日4人と会う運動の推進。等



◆第4グループ

テーマ「除雪の問題」

- ・屋根の雪下ろしを専門で担える組織づくり、人材育成。
- ・全地区に除雪ボランティア組織を立ち上げる。
- ・隣近所による助け合い除雪のあり方検討。
- ・除雪ボランティア団体等への支援拡充。
- ・屋根の雪下ろしへの助成制度。
- ・全世帯への支援金給付。
- ・相談窓口の開設。
- ・除雪機の共同購入に対する助成。
- ・女性のための除雪機講習会。
- ・「豪雪大雪」保険」などがあれば助かるのでは。等



◆第5グループ

テーマ「移動の課題」

- ・ 現行のほほえみカーの利用料や運行形態の見直し。
- ・ 町スクールバスの柔軟な利活用の検討（空き時間で一般住民が利用できるように）。
- ・ 遠隔地など地域特有の移動時間を減らすためオンライン会議を取り入れる。
- ・ 集合住宅に高齢者世帯等をまとめる。
- ・ 燃料単価が地方ほど高騰していることに対し国へ対策を訴える。等



◆第6グループ

テーマ「少子化の課題」

- ・ 若者が町内に残るような仕組みづくりとして町外の職場や学校までの交通費の支給。
- ・ 結婚した際のお祝い金に加え新婚旅行のプレゼント。
- ・ 子育て世帯への手厚い支援。
- ・ 町内の自然や文化などの積極的なPR活動。
- ・ Iターン、Uターン特典を準備する。
- ・ 家を建てる際の土地無償譲渡制度。等



◆全体の出された課題から

- ①住民同士の協力で解決できる課題、町や社協に提言し行っていただくような課題、国や県に働きかける課題と整理して計画に落とし込んではいかがでしょうか。
- ②社会福祉協議会は全国的な組織で、先駆的な取り組みをしている社協が全国にはあるので参考にしながら飯豊モデルを作っていくとよいのではないかな。
- ③町民の方々にいろんな生活課題を聞いていく。(例えば一人暮らしのお年寄りの自宅に訪問して)



飯豊町では、SDGs 未来都市の選定を受けています。SDGs をより身近に感じていただくために、本計画の基本目標に関連する目標のアイコンを掲示しています。

飯豊町地域福祉計画・飯豊町地域福祉活動計画

2025（令和7）年3月発行

発 行

飯豊町（編集：健康福祉課）

〒999-0696 山形県西置賜郡飯豊町大字椿 2888

TEL：0238-72-2111（代表） FAX：0238-72-3827（代表）

飯豊町公式ホームページ <https://www.town.iide.yamagata.jp>

社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会（編集：総合福祉管理室）

〒999-0604 山形県西置賜郡飯豊町大字椿 3642

TEL：0238-72-3353（代表） FAX：0238-72-3532（代表）

社会福祉協議会公式ホームページ <https://iide-shakyo.jp/>